

【9月2日学習会 甲斐様への事前質問】

冒頭で、今回の改訂が、東電福島事故を受けての改訂だとすれば、事故対応のどこに問題があり、勧告によってどのように改善されると考えておられるのか、を端的にご説明いただけますでしょうか。

I 参考レベルについて

①「要点」3 ポツ目ならびに「総括的要約」(i) についてうかがいます。これまでの 20～100mSv を「一般的に 100mSv を超えるべきではない」と変更した理由を何でしょうか。また、20mSv という数字を削除した理由を教えてください。

②「要点」4 ポツならびに「総括的要約」(j) についてうかがいます。これまでの 1～20mSv を「10mSv を超える必要は一般的にはない」と変更した理由は何でしょうか。また、「the order of 1mSv per year」(1 ミリシーベルト程度) の範囲はどこからどこまででしょうか。10mSv 以下 (1～9mSv) なのか、あるいは 2mSv 以下 (1～2mSv) なのか教えてください。また、一般的にオーダー (order) は“1 桁台”と訳されるところを「程度」と訳した理由も教えてください。

③今回の改定にあたっての議論で、生涯線量については議論したのでしょうか。問題提起はあったのでしょうか。あったとすれば、どういう経緯で今回の改定案には表出してこないのでしょうか。生涯線量の議論なしには 1 ミリを目指すという場合の期限が設定できないと思うのですが、それについてどう考えますか。

④総括的要約 (l) についてうかがいます。「適切な線量計を用いて行う個人線量の測定」を「不可欠」としているのは、個人線量計による測定が不可欠という意味なのでしょうか。本文ではどこに相当するのでしょうか。復旧過程の測定なので、4.3.1.2. Radiation monitoring あたりだとすると、環境モニタリングのほうに比重があるようです。また、参考レベルでも線源ごとの線量より、個人線量を重視して、内部・外部すべて合わせての個人の総線量を見る方向なのでしょうか。

⑤現在、日本政府は「参考レベル」を採用していません。「参考レベル」を、考え方としてだけでなく、具体的に数値設定をして段階的に使用することを ICRP は勧告しています。今回の改定で日本政府が「参考レベル」を採用するようになるかと考えていますか。

II 被ばくの時期、地域、人の区分について

⑥「affected areas」という言葉が出てきますか、それはどこを指すのでしょうか。また同様に、「affected people」とは誰のことを指すのでしょうか。

⑦いわゆるチェルノブイリ法の、「年 5 mSv 以上の地域は義務的移住、年 1 mSv から 5 mSv の地域は移住の権利が認められ、移住する人・その地に留まる人双方に支援がなされる」という内容について、タスクグループ 93 の方々は、どのように評価されたのでしょうか。今回の草案の結論部分では、「肝要な点は・・・防護対策や生活の選択において、人々が情報提供を受けて決定することである」とありますが、「どのような決定であれ、行政当局はそれを具体的に支援すべきである」というところまで述べなければ、実効性に乏しくないでしょうか？

④「復旧」「回復」「修復」についてうかがいます。GLOSSARY では「事故前の一般的な状況など、適切な状況」としてしています。福島第一と周辺および東日本一帯の放射能が残り続ける事故前とはちがう状況が続くので、recovery ではなく、「事故による長期汚染状況」としたほうがまだよいと考えますがいかがでしょうか。「適切な状況」とはどんな状況を指すのでしょうか。

⑪「ANNEX B」の「(B17)」の記載についておうかがいします。そのなかで「IAEA の推定によると、甲状腺の実測値から推計された 15 歳未満の子どもの個々の等価甲状腺線量分布の(幾何)平均値は、いわき市の子ども 134 人が 3.2 mSv、川俣町の子ども 647 人が 2.2mSv である(IAEA、2015 年 c)。」とありますが、この川俣町の子どもの数は 631 人のはずなので、間違いではないでしょうか。【これにつきましては、草案で参照されている「(IAEA、2015 年 c)」の該当部分を PDF ファイルで添えました。】

III 「ステークホルダー」と「共同専門知」について

⑧「ステークホルダー」についてうかがいます。GLOSSARY には「A person, group, or organisation with an interest in or concern about an issue.」とあります。人や集団、組織による interest (利害) や concern (関心) のちがいはどのように対処するのでしょうか。特に、被害者、被災者はどのように優先されるのでしょうか。

⑨同じく「ステークホルダー」についてうかがいます。GLOSSARYには、また、「Stakeholder involvement : The participation of all relevant parties in the decision-making processes related to radiological protection. Also referred to as ‘stakeholder engagement’。」とあります。意思決定に至るまでの involvement (関与)、participation (参加)、engagement (エンゲージメント)の方法は、場合によってちがうにしても、ちがうからこそ、誰がいつどこでどのように決めるのかについて、ICRP が記載した箇所あるいは他の勧告はあるのでしょうか。

⑩本草案では ‘co-expertise’ が強調されています。結論の(227)に experts の「透明性」「包括性」「説明責任」の記載があります。特に国策に関係した experts の独立性や中立性のあり方、あるいは authorities や stakeholder との関係や倫理性について記載した箇所あるいは他の勧告はあるのでしょうか？

⑫質問⑤、⑧、⑨とも関連しますが、ICRP は福島原発事故後の日本政府の対応をどのように評価されているのでしょうか。特に「参考レベルを決定する段階でのステークホルダーの関与」について、教えてください。

IV パブコメへの対応について

⑬本草案に対する意見募集が9月10日締切でなされています。そして10月25日に東京でワークショップが開催されると告知されています。投稿された個々の意見に対して、ICRP がコメント(応答)を返すことは、予定されているのでしょうか。もしそうであるなら、それはICRP のホームページ上で公開されるのでしょうか。あるいは上記のワークショップで公表されるのでしょうか。また最終的に草案が確定稿になり新勧告として公表されるのはいつなのでしょう。もし可能なら、Task Group93 による勧告案の検討・作成の過程(会議の開催方法、回数、議題、検討された資料など)とも関連させて、ご説明ください。